

東信高等学校体育連盟申し合わせ事項

令和8年4月1日改訂

1. 総則第3条のA地区、B地区高等学校は次の通りとする。

A地区

小海・野沢北・野沢南・岩村田・佐久平総合技術・軽井沢・小諸義塾・佐久長聖・地球環境

B地区

長野西望月サテライト・蓼科・東御清翔・上田千曲・上田・上田染谷丘・上田東・丸子修学館・上田西・さくら国際

2. 常任理事の選出について

- (1) 5名の選挙管理委員を選出する。(A地区、B地区評議員から2名ずつ、事務局1名)
- (2) 事務局任期終了時の事務局長は次年度からの常任理事とする。
- (3) 東信、又は県の専門委員長は常任理事候補に該当しない。(ただし、定通は除く。)
- (4) 人員は7名(A地区・B地区 6名・定通委員長 1名)
- (5) 各学校は1名の常任理事候補者を必ず立て事務局に報告する。
 - 1) 事務局は、A地区、B地区 計20名の候補者名簿を各学校へ配布する。
 - 2) 各学校は、評議員会までに地区別の4名連記で投票をできるようにしておく。
- (6) 4名連記で投票を行う。

3. 常任理事の補欠について

- (1) 投票結果を明確にし、順位をつけておき、繰り上げについて備えておく。
- (2) 異動等により常任理事の欠員が生じた場合は、次点の高い順位から選出し、6名となるよう調整する。

4. 事務局について

- (1) 事務局はA地区、B地区交互の持ち回りを原則とする。
- (2) 事務局の任期は3年を原則とする。